

シリーズ 途上国における企業の社会貢献活動 2

ベトナムの事例

国際事業本部 国際研究部 武井泉

ベトナムにおける外国直接投資

ベトナムでは外国直接投資(FDI)はWTO加盟を機に増加傾向にあり、2008年には過去最高の717億米ドル(認可ベース)、実行ベースで115億米ドルを記録した。その後世界金融危機の影響で2009年、2010年は一時停滞となったが、その後も回復傾向にある。投資分野に関しては、近年ホテル・レストラン業への投資が増加傾向にあり、1998年～2009年の累計ベースでは、製造業(45.6%)、次いで不動産・賃貸業(23.6%)、ホテル・レストラン業(10%)への投資が多い。2010年の投資額は185億9,500万ドル(認可額)、セクター別では、不動産に対する投資が約67億ドルと最も多く、次いで加工・製造業(約40億ドル)、電力・水道(約29億ドル)となっている。近年顕著な動きとして、ホテルやオフィスビル建設といった建設業への新規投資が増加している点が指摘されている。また、2001年には全投資の85%を占めていた製造業への投資は近年減少傾向にあるⁱ。他方で投資案件数は加工・製造業が全体の約30%を占めており、外国企業は依然として有望な生産拠点としてベトナムを位置づけていることが分かる。

また、国別投資額の実績については、2010年度はシンガポール、オランダ、日本が上位3国となっているⁱⁱ。また、1998年から2009年の投資実績総額については、韓国、台湾、マレーシアが上位3カ国となっており、日本は4位(全体に占める割合は9%)となっているⁱⁱⁱ。

ベトナムの投資に関連する法律は、ベトナム外交投資法(1996年)、内国投資奨励法(1998年)、ベトナム外国投資法の一部条項の修正および補足に関する改正法(2000年)、共通投資法・統一企業法(2006年)等がある。2000年の改正法により、外資系企業は国有化しないこと、外国投資家の資産も没収しないこと等が新たに盛り込まれ、また2006年の共通投資法・統一企業法により内資・外資同じ条件での投資が認められる等、より一層積極的に外国投資の呼び込みに力を入れている。

また日本との二国間関係については、2003年に日本企業の投資促進を目的として「競争力強化のための投資環境改善に関する日越共同イニシアティブ」(通称日越共同イニシアティブ)を立ち上げ、現在までに3フェーズが終了し、2011年以降はフェーズ4の検討が開始されている。また、2004年12月には日越投資協定が発効され、2009年10月に日本・ベトナム経済連携協定(JVEPA)が発効された。前者では、日系企業に対し内国民待遇及び最恵国待遇の付与、パフォーマンス要求の原則禁止が定められており、投資促進に向けてレベルの高い内容と評価されている^{iv}。

ベトナムにおける投資案件の管轄官庁は、その規模や投資対象により①首相承認案件、②省レベル人民委員会案件、そして③工業区管理委員会案件の3つに区分されている。また投資促進を担当する機関として計画投資省(Ministry of Planning and Investment: MPI)があり、投資誘致活動と共に、投資政策の策定、工業特区に関する政策の策定・実施、また投資呼び込みに必要な技術者育成に関する業務を主な担当業務としている^v。MPIの現在の投資奨励分野及び地域は8分野^{vi}及び4地域^{vii}であり、これらの分野、地域に投資を行う企業に対しては優遇措置が付与されている^{viii}。

CSRに関する制度、政府関連組織の取組

ベトナムにおいてCSRに対してはまだ新しい概念・取組みとして捉えられており、政府、企業が共通した方針、概念を共有していないのが実情である。そのため、CSRに特化した国家政策も存在していないが、CSRの概念は広範囲な開発政策の中に盛り込まれていることが確認できる。また、企業側も市民社会からのプレッシャーを受ける形で公害対策や労働環境の向上の分野での自主的な取組を進めており、その際の活動を促進する為のキーワードとしてCSRが注目され始めている。

政府のCSRに関する取組みとしては、2004年に「ベトナムの持続可能な発展のための戦略」(Vietnam Agenda 21: VA21)が策定されたことが挙げられる。これは、経済、社会、環境の調和を図り、持続可能な発展を目指し策定された政策であり、CSRに関する概念も数多く盛り込まれている。VA21の目的は、急激な経済成長と社会成長、環境保護の両立であり、社会成長に関しては貧困削減と雇用創出、環境保護については、廃棄物処理、汚水、森林減少、科学物質の取り扱い等が課題となっている。VA21はこれらの課題に包括的に取り組む為の政策であり、経済、社会、環境における優先分野として以下の20分野が設定されている。

図表 1: Vietnam Agenda 21 (VA21)における優先分野

	経済分野	社会分野	環境分野
1	急速で持続可能な経済成長率の維持	飢餓撲滅、貧困削減、社会進化と平等の促進	国土の劣化の防止、効果的で持続的な土地資源の使用
2	生産・消費パターンを環境配慮型のものに変換	人口増加率の削減、雇用の創出	水環境の保全及び持続可能な水資源の利用
3	クリーン産業プロセスの実施	都市化及び都市への人口流入のプロセスを、都市部の持続的な開発、人口や労働力の適正な配置	鉱物資源の適正な開発、節約、持続可能な利用
4	環境に特別の影響をもたらす産業の持続可能な発展(エネルギー、鉱物採取、交通、貿易、観光)	教育の質の向上	海洋、沿岸、島嶼部の環境保護、海洋資源の促進
5	農業・農村における持続可能な開発	ヘルスケアサービスの開発、労働条件、生活環境、衛生の改善	森林保護と開発
6	地方における持続可能な開発		工業地域、都市部における大気汚染削減
7			固形廃棄物、有害廃棄物の管理
8			生物多様性の保全
9			気候変動の緩和、その負の影響の低減、自然災害の防止と管理

出所: 環境省(2007)「ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任」

VA21事務局は、CSR政策の策定、関係省庁及び国際機関の支援を受けてVA21を促進することを目指している^{ix}。VA21事務局以外のCSR関係省庁としては、労働・傷病兵・社会省(Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs)、Vietnam General Confederation of Labor (VGCL)、科学技術省(Ministry of Science and Technology)、工業省(Ministry of Industry)、保健省(Ministry of Health)、計画投資省(Ministry of Planning and Investment)がある。これら各省は各所掌業務の中でCSR活動の推進を行っている。特に労働問題に関連するCSR活動が盛んに実施されている^x。

企業、業界団体、NGO 等による CSR 活動への取組み

CSR の考え方、方針は多国籍企業や外資系企業にはすでに浸透しており、ベトナムの民間企業にも徐々に浸透し始めている。この CSR 活動普及の一因として、消費者や市民社会の強い圧力があり、特にナイキ、アディダス、ギャップといった欧米系の繊維・衣料企業が数多く進出していることから、これら繊維企業が率先して社会的貢献活動を実施していることが挙げられる^{xi}。現地に進出する日系企業も活発な取組を行っている。既述のように日本はベトナムにとって第 4 位の投資国であり、多くの日系企業が現地でビジネス活動を行っている。その一例は下図表の通りである。

図表 2: ベトナムにおける日系企業による CSR 活動の具体的事例

	企業名	事業内容	CSR 事業内容	その他
1	ホンダ・ベトナム	自動車、二輪車の製造	廃棄物によるセメント原料 化事業(ベトナム初) 交通教育のテレビ番組の 提供	
2	ソニー・ベトナム	電気機器の製造・販売	製造プロセスのグリーン 化及びグリーン調達	2007 年グリーン企業とし て表彰される
3	丸紅		ベトナム奨学基金を 15 年 間実施	2010 年教育訓練省より表 彰される

出所: CSR in Asia ベトナムの CSR 事情 <http://eco.goo.ne.jp/business/csr/asia/clm14.html>

外資系企業に加え、地場の産業界も CSR 活動に取り組んでいる。特にベトナム商工会議所 (Vietnam Chamber of Commerce and Industry)、ベトナム繊維アパレル組合 (Vietnam Textile and Apparel Association)、ベトナム皮革・靴組合 (Vietnamese Leather and Footwear Association) が CSR に関連する各種活動 (調査、研修、コンサルティング、広報等) に積極的に取り組んでいる。特に商工会議所は Vietnam Business Links Initiative (VBLI) を展開している。プログラムダイレクターは商工会議所の副会長が兼務しており、持続可能な成長に対して産業界、企業としてどのように貢献できるのかを検討し、実践している。具体的な活動内容としては海外機関と共同での CSR 実態調査、マネージャー向けの CSR 研修、啓発活動等を行っている^{xii}。

また、ベトナム国内での圧力グループとして NGO も無視できない存在となっている。特に ActionAid International Vietnam と Care International は CSR 推進の為ロビー活動等を積極的に行っている。またベトナムでの CSR 活動が労働問題改善に集中している為に、労働組合も大きな役割を担っている。労働法の改正については一定の影響力を有してことに加えて、企業に対する監視機能も担っている。

※本稿は、一般財団法人外国為替貿易研究会『国際金融』2012 年 1 月号に掲載の「海外進出時における社会的責任 (CSR) 活動」に加筆修正を行ったものである。

(当社発行『GLOBAL Angle』2012.7 より転載)

- i 日本アセアンセンター2011年12月ベトナム投資セミナーにおけるDo Nhat Hoang氏報告資料「ベトナムにおける外国直接投資誘致に向けた方向性と投資手続について」より <http://www.asean.or.jp/ja/asean/known/country/vietnam/invest/seminar>
- ii 2010年12月の速報値
- iii 国際協力銀行(2011)『ベトナム投資環境』
- iv 前掲書、p.36
- v MPIウェブサイトより
- vi 8分野とは、①新素材・エネルギー製品の生産、②農林水産品の養殖・加工、製塩、新規育種・種苗開発、③ハイテク、現代的な技術の活用と環境生態系保全、④労働集約型産業、⑤インフラ建設・開発、⑥教育、人材育成、医療、スポーツ事業、⑦情報通信、⑧その他の分野(インターネット接続、公共運輸、法律顧問、基礎化学、紙、繊維、皮革)である。
- vii 4地域とは、①経済社会的条件が特に悪い地域、②経済社会的条件が悪い地域、③ハイテクパーク、経済区、④工業団地、である。
- viii 日本アセアンセンター、前掲資料
- ix GIZ(2007)“The CSR Navigator –Public Policies in Africa, the Americas, Asia and Europe”
http://www.csr-weltweit.de/uploads/tx_jdownloads/CSR_Navigator-kurz_update_08.pdf
- x *Ibid.*, p.36
- xi 代表的な事例として1997年のナイキ・ベトナム工場において強制労働、児童労働の事実が報道され、結果的に欧米を中心にナイキ製品への不買運動が起こったことが挙げられる。
- xii 環境省(2007)「ベトナムにおける企業の環境対策と社会的責任」、前掲書 p.40

— ご利用に際して —

- 本資料は、信頼できると思われる各種データに基づいて作成されていますが、当社はその正確性、完全性を保証するものではありません。
- また、本資料は、執筆者の見解に基づき作成されたものであり、当社の統一した見解を示すものではありません。
- 本資料に基づくお客様の決定、行為、及びその結果について、当社は一切の責任を負いません。ご利用にあたっては、お客様ご自身でご判断くださいますようお願い申し上げます。
- 本資料は、著作物であり、著作権法に基づき保護されています。著作権法の定めに従い、引用する際は、必ず出所:三菱UFJリサーチ&コンサルティングと明記してください。
- 本資料の全文または一部を転載・複製する際は著作権者の許諾が必要です。当社までご連絡下さい。